

産業再生・エネルギー対策特別委員会会議録

平成23年5月27日

場 所 第4委員会室

平成23年 5月27日(金曜日)

午前10時2分開会

会議に付した案件

○概要説明

農政水産部

1. 口蹄疫による影響について
2. 口蹄疫からの再生・復興方針
3. 「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表について

○協議事項

1. 委員会の調査事項について
2. 調査活動方針・計画について
3. 県内調査について
4. 次回委員会について
5. その他

出席委員(11人)

委員	長	太田	清海
副委員	長	蓬原	正三
委員		福田	作弥
委員		中野	廣明
委員		横田	照夫
委員		松村	悟郎
委員		後藤	哲朗
委員		西村	賢
委員		重松	幸次郎
委員		岩下	斌彦
委員		有岡	浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のために出席した者

農政水産部

農政水産部長	岡村	巖
農政水産部次長 (総括)	緒方	文彦
農政水産部次長 (農政担当)	押川	延夫
農政水産部次長 (水産担当)	那須	司
畜産・口蹄疫復興対策局長	永山	英也
農政企画課長	郡司	行敏
農政企画課 ブランド・流通対策室長	鈴木	大造
地域農業推進課長	奥野	信利
地域農業推進課 連携推進室長	工藤	明也
営農支援課長	山内	年
農業改良対策監	戸高	憲幸
消費安全企画監	上山	伸二
農産園芸課長	加勇田	誠
農村計画課長	三好	亨二
農村計画課 畑かん営農推進室長	宮下	敦典
農村整備課長	宮川	賢治
復興対策推進課長	日高	正裕
畜産課長	児玉	州男
畜産課 家畜防疫対策室長	岩崎	充祐

事務局職員出席者

政策調査課主幹	高村	好幸
政策調査課主査	壺岐	さおり

○太田委員長 それでは、ただいまから産業再生・エネルギー対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。

ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は、委員会設置後、初の委員会ではありますが、産業再生を調査する上では、重点施策に位置づけられています口蹄疫からの再生・復興の取り組みが重要な課題の一つではないかと思っております。そこで、農政水産部により、口蹄疫からの再生・復興の取り組みなどについて概要説明をいただき、その後に調査事項及び調査活動計画について御協議をいただきたいと思っておりますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日は農政水産部においでいただきました。

初めに、一言ごあいさつ申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任されました延岡市選出の太田清海でございます。私も11名がさきの県議会で委員として選任され、今後1年間、調査活動をしていくことになりました。

本県の産業を再生、活性化することは、県民

生活の向上を図る上で大変重要な課題であると考えております。

当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりますので、どうぞ御協力よろしく願います。

それでは、委員の紹介をいたします。

最初に、私の隣が北諸県郡選出の蓬原正三副委員長です。

続きまして、皆様から見て左側から、宮崎市選出の福田作弥委員です。

東諸県郡選出の中野廣明委員です。

宮崎市選出の横田照夫委員です。

児湯郡選出の松村悟郎委員です。

延岡市選出の後藤哲朗委員です。

続きまして、皆様から見て右側から、日向市選出の西村賢委員です。

宮崎市選出の重松幸次郎委員です。

串間市選出の岩下斌彦委員です。

最後に、宮崎市選出の有岡浩一委員です。

以上で委員の紹介を終わります。

それでは、執行部の幹部職員の紹介及び概要説明をお願いいたします。

○岡村農政水産部長 農政水産部長の岡村巖でございます。よろしく願います。

農水産業を取り巻く環境は大変厳しいものがございますが、農政水産部一丸となりまして、本県の農業、水産業、また農漁村の発展に向けて、また口蹄疫等からの再生・復興に向けて、懸命に全力で取り組んでまいりたいと思っております。どうかよろしく願います。また、太田委員長を初め委員の皆様には、私どもへの御指導、御鞭撻のほどよろしく願います。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、お手元の特別委員会資料を1枚お開きいただきまして、右側の目次をごらんください。

本日、私のほうからは、農政水産部幹部職員名簿と行政組織について御説明させていただきます。

まず、本年度の農政水産部の幹部職員のうち、本日出席の職員を紹介させていただきます。

資料の1ページ、次のページでございますが、ごらんください。

総括次長の緒方文彦でございます。

農政担当次長の押川延夫でございます。

水産担当次長的那須司でございます。

畜産・口蹄疫復興対策局長の永山英也でございます。

農政企画課長の郡司行敏でございます。

ブランド・流通対策室長の鈴木大造でございます。

地域農業推進課長の奥野信利でございます。

連携推進室長の工藤明也でございます。

営農支援課長の山内年でございます。

農産園芸課長の加勇田誠でございます。

農村計画課長の三好亨二でございます。

畑かん営農推進室長の宮下敦典でございます。

農村整備課長の宮川賢治でございます。

農業改良対策監の戸高憲幸でございます。

消費安全企画監の上山伸二でございます。

復興対策推進課長の日高正裕でございます。

畜産課長の児玉州男でございます。

家畜防疫対策室長の岩崎充祐でございます。

以上であります。

次に、資料の2ページでございます。

2ページに農政水産部執行体制図を記載しております。

本年度の組織改正による主な変更点が3点ございます。

まず1点目といたしましては、体制図の下段にございますが、口蹄疫からの再生・復興を統

括する畜産・口蹄疫復興対策局を新設し、復興対策を全庁的に進める復興対策推進課と畜産振興を図る畜産課を設置するとともに、家畜防疫対策に機動的に対応するため、畜産課に家畜防疫対策室を設置いたしました。

2点目といたしまして、国営かんがい排水事業及び関連事業と畑作振興の一体的な推進を図るために、農村計画課に畑かん営農推進室を設置いたしました。

3点目としまして、漁獲の手段である漁業と、それから漁獲の対象である資源の一体的な管理を推進するために、水産政策課内に漁業・資源管理室を設置いたしました。

農政水産部は以上の1局10課5室体制で業務を執行してまいりますので、今後ともよろしくお願いたします。

次に、本日は報告事項が2件ございます。

まずは、「口蹄疫による影響について」といたしまして、家畜の処分頭数や手当金等の対応状況、経営再開後の導入状況等、それから、昨年8月に策定しました口蹄疫からの再生・復興方針に基づき、今月20日に策定いたしました「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表を関係課長から報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。

特別委員会資料の3ページをお開きください。

口蹄疫による影響についてでございます。

1の口蹄疫により処分されました家畜頭数につきましては、殺処分手当金等の支払い事務が終了いたしまして、その確定に伴い、頭数が確定されたものでございます。

表にありますように、疑似患畜は、牛、豚、イノシシ等のその他の合計頭数が21万714頭とな

り、ワクチン畜では、同様に合計頭数 8 万 7, 094 頭となっております。

畜種別に見ますと、牛で疑似患畜とワクチン畜の合計が 6 万 9, 454 頭、豚が 22 万 7, 949 頭、その他が 405 頭、合計 29 万 7, 808 頭となったところでございます。

従来発表してきました頭数と比較いたしますと、合計で 9, 165 頭の増加が見られますが、これは主にワクチン畜での増加でありまして、ワクチン接種から殺処分までの間に生産された子豚や子牛がいたこと、さらにワクチン接種対象外であった 2 週齢未満の子豚の一部が、従来の発表数字には含まれていなかったことによるものでございます。

次に、2 の手当金等の支払い状況についてであります。

手当金等の支払いにつきましては、年内の支払いを目標に、全力を挙げて支払い事務に取り組まされたけれども、家畜の評価をめぐることで、相手方との交渉が難航したものもございまして、一部につきましては、年を越すこととなったところでございますが、4 月 15 日にはすべての支払いが終了いたしております。

その結果、表に示しておりますように、疑似患畜で 311 件の申請がございまして、291 億 8, 300 万円、ワクチン畜で 1, 072 件の申請があり、239 億 9, 400 万円、合計で 1, 383 件の申請がありまして、531 億 7, 700 万円となったところでございます。

次に、3 の 22 年度に実施した主な事業の実績でございます。

口蹄疫の影響を受けました畜産農家等に対しまして、経営支援を行うための各種事業を実施してまいりましたが、その中で次の 3 つの事業について御説明いたしたいと思っております。

まず、①の肉用牛出荷遅延対策事業でございます。この事業は、口蹄疫発生に伴い、移動・搬出制限や子牛競りの休止により出荷遅延となった肉用牛の飼養経費を助成することによりまして、経営時の安定を図るものでございます。2 万 4, 140 頭に対しまして、1 億 5, 600 万円余を助成したところでございます。

②の口蹄疫影響緩和緊急支援事業につきましては、口蹄疫終息後の子牛価格の低下が懸念されましたことから、再開後の競り価格の状況に応じて一定の助成を行い、経営の安定を図るものでありまして、1 万 4, 755 頭に対して 3 億 300 万円余を助成したところでございます。

また、③の人工授精業務影響緩和対策事業では、口蹄疫発生により、人工授精業務の一斉停止によりまして影響を受けた乳用牛や肉用牛繁殖雌牛飼養農家を支援するため、国の基金事業を活用して人工授精停止期間中の飼養管理経費に対する助成を行い、経営の安定を図るものであり、2 万 3, 547 頭に対して 1 億 800 万円余を助成したところであります。

次に、4 の口蹄疫により家畜を処分された農場の家畜導入状況についてでございます。

なお、次のページ、4 ページの上から 2 行目、注の 2 にありますように、処分頭数につきましては、肉用牛繁殖経営では、繁殖用雌牛と育成牛、肉用牛肥育経営では、肥育牛と乳用種及び交雑種の子牛、いわゆる肥育素牛でございます。また、酪農では、搾乳用雌牛と育成牛、豚においては、繁殖用雌豚の頭数としておりまして、これらから生産されます子牛や子豚については含まれておりません。すなわち、各経営を開始する際に、そのベースとなる家畜を対象に導入の状況を見たものでございます。

3 ページの表に戻っていただきまして、肉用

牛では家畜の導入を行っている農場数が51%、酪農で71%、養豚で30%となり、全体で半数が導入を行っている状況でございます。

一方、頭数を見ますと、肉用牛、酪農、豚の順で、31%、60%、32%となりまして、全体で頭数ベースでは32%の導入となっております。

いまだ導入を行っていない農家につきましては、飼養者の年齢や後継者問題等で経営を中止するところや、耕種等の複合経営から耕種専業経営への転換等のお話もお聞きしております。また、海外での口蹄疫の発生状況や子牛価格、飼料価格が高いということ等の理由によりまして、導入を逡巡しているところもあるというふうに伺っております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思えます。

5の県内子牛価格の状況についてであります。

下のグラフと表に示しておりますように、口蹄疫発生前に比較して、発生後では子牛価格は大きく上昇しております。子牛競りは8月29日の高千穂市場を皮切りに、県内各地域で順次開催されてきましたが、全市場におきまして、口蹄疫発生前よりも高い価格で取引をされている状況でございます。

また、グラフに見られますように、22年の10月と11月期の競り価格は一たん低下いたしておりますが、以降は40万円を大きく超える価格で推移しておりまして、児湯地域を中心に経営再開に向けた導入が進められたことや、競り再開後の子牛価格の低下が懸念されましたことから、さきに御説明いたしました口蹄疫影響緩和緊急支援事業や児湯地域の家畜の導入時期と競り開催時期とのタイムラグを埋めるために、中間保有施設での一時預かり等を支援したことなどによりまして、子牛競り価格を一定程度支えてき

たものというふうを考えております。

今後とも、児湯地域を中心に、経営再開状況や県内各地域の子牛市場の価格等については、引き続き注視してまいりたいというふうを考えております。

畜産課は以上でございます。

○日高復興対策推進課長 復興対策推進課でございます。

口蹄疫からの復興・再生につきまして御説明させていただきます。

まず、口蹄疫の発生の経緯と再生・復興方針につきましては、お手元に別冊で準備しております再生・復興方針に基づきまして、御確認いただく意味で若干御説明させていただきたいと存じます。

まず、お手元の再生・復興方針ということで、昨年8月19日に策定されたものでございますけれども、この復興方針につきましては、口蹄疫の防疫対策が終盤となりました昨年の6月28日でございますけれども、復興対策本部を設置いたしまして、復興に向けて取り組むべき課題なりを整理いたしまして、その中で本県産業を再生させ、もとの県民生活を取り戻す道筋ということで、関係者が力を結集した取り組みを進めるために策定したものでございます。

お手元の3ページをお開きください。

御確認の意味ということで、3ページの表でございますけれども、昨年発生いたしました口蹄疫につきましては、その表にございますように、4月20日に第1例目の確認がなされておりまして、その後、次の枠組みでございますけれども、感染多発期ということで、5月に入りまして感染が拡大しております。

次の枠組みでございますけれども、感染拡大期の5月22日というところがございまして、我

が国で初めてとなるワクチン接種を実施いたしましたして、疑似患畜もしくはワクチン接種家畜の処分というものが6月30日に終了したということでございます。

また、7月27日、表の一番下でございますけれども、この日には、県内全域での制限区域が解除になりましたし、またあわせて、非常事態宣言の全面的な解除というものを行ったところでございます。

この表にはございませんけれども、この後、堆肥化等の処理を進めてまいりまして、8月27日には一連の口蹄疫の防疫対策が終了いたしましたして、終息宣言を行ったというところでございます。

次に、4ページをお開きください。

4ページの表につきましては、先ほど畜産課長のほうから御説明いただいたとおりの数字に変更されるということでございます。これはあくまで昨年の段階での数字でございますして、最終的には、先ほどの畜産課長の御説明のとおりでございます。

次に、この防疫期間中に、5ページでございますけれども、2の防疫対策の従事者数にございますように、国、他の都道府県、自衛隊の方々、県内の市町村、それから団体の皆様方の御協力をいただきまして、全体で15万8,000人以上の皆様方に従事していただいたところでございます。

また、3の県内経済、県民生活への影響というところでございますけれども、この部分につきましては、県内経済への影響といたしまして、①にございますように、畜産農家なり畜産関連業者におきましては、家畜が全くいない状態となりまして、飼料なり家畜の運送、さらには食肉加工業などに大きな影響を与えております。

また、②にございますように、観光なり物産、あと宿泊などの観光関連産業や、卸売なり小売業者などのあらゆる分野に多大な影響を与えたところでございます。

また、次のページでございますけれども、6ページをお開きいただきまして、全体といたしまして、県民生活への影響といたしまして、口蹄疫の影響などによりまして、雇用環境が悪化するとともに、さまざまな地域振興イベント等の中止や延期などによりまして、全県的に地域活力が低下したというふうに認識しております。

それらの影響等を額として試算いたしてみますと、中段以降にございますけれども、畜産業及び畜産関連産業で約1,400億円程度、その他の産業といたしまして、下の方、②にございますけれども、約950億円程度ということで、合計で2,350億円程度の影響があったというふうに試算しております。

このように、県内の経済に甚大な影響を与えた口蹄疫でございますけれども、再生・復興に当たりましては、7ページの方針にございますように、(1)の目標に掲げておりますけれども、「早急な県内経済の回復、県民生活の回復」、②にございますように、「全国モデルとなる畜産の再構築」、それから、③にございますように、「産業構造・産地構造の転換」というこの3つを再生・復興の目標と掲げまして、以下12ページ以降に掲げております。

12ページで簡単に御説明申し上げますと、一番表の頭のほうに「本県畜産の再生に向けて」という部分がございます。ページの番号が右肩のほうについておりますので、ページの右肩のほうをごらんいただきまして、12というところをごらんいただければ幸いです。そこに掲げておりますような課題なりの中で、緊急的に取り

組むべきもの、それから中長期的に取り組むべきもの、長期的に取り組むべきものというような、それぞれのページごとに分けまして、取り組むべき方向を明確にしたところがございます。

一応こういうような再生・復興方針に基づきまして、先般、復興方針の工程表ということで策定させていただいたところございまして、お手元のもう一つの別冊の工程表をごらんいただきたいと存じます。それとあわせまして、特別委員会資料の最後のページ、5ページでございますが、それとあわせてごらんいただければと存じます。

特別委員会資料の5ページをほうをまずごらんいただきまして、この工程表につきましては、1番の目的にございますように、先ほど説明いたしました再生・復興方針をベースにいたしまして、その後の状況の変化なり、それからこれまでの対策の成果などを踏まえまして、平成25年度までの3カ年につきまして、市町村や関係団体等と一体となって取り組むべき取り組みを促進するために策定したものでございます。

策定に当たりましては、3の策定の経緯にございますけれども、児湯地域はもとよりでございますが、市町村なり関係団体の皆さん方と意見交換を行ってまいりまして、先日行った意見交換の概要等も踏まえて取りまとめを行ってきたところでございます。

それでは、別冊の工程表をごらんいただきたいと存じます。具体的な内容については、この工程表の中で御説明させていただきます。

資料を1ページめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと存じます。工程表の構成といたしまして、Iの「策定に当たって」と、あと「工程表の基本的な考え方と構成」、それと3番目の「工程表」本体ということで区

分をしております。

まず、Iの「工程表の策定に当たって」ということで、1ページめくっていただきまして、1ページをごらんください。

このページにつきましては、再生・復興方針の要約でございますので、内容については、先ほど御説明したとおりでございます。

なお、再生・復興方針にも位置づけられておりました、緊急的な対応が必要な課題ということで位置づけられたものにつきまして、2ページの平成22年度の主な取組というところに記載しております。

2ページの上段の表にございますように、手当金の支払いや観察牛の導入、それとあと中間保有施設の整備など、それぞれの項目につきまして、施策を実施させていただいたところでございます。

また、中長期にわたります再生・復興の取り組みを安定的に支援するために、下の表でございますけれども、この下の表の基金造成にございますように、4つの基金を設置し、これらの取り組みを安定的に支援することとしたところでございます。

1ページめくっていただきまして、3ページでございます。

再生・復興の状況ということで、この3ページにつきましては、先ほど畜産課長のほうから御説明いただいたとおりございまして、右下のほうにございますように、農場ベースで50%、頭数ベースで32%の再開状況だということでございます。

また、4ページをごらんいただきますと、市場価格の動向ということで、これも畜産課長のほうの御説明のとおりでございますが、Iの枝肉価格というところを見ていただきますと、こ

の枝肉価格につきましては、ここに掲げておりますように、低迷しているような状況でございます。

こういったことから、現状分析にございますけれども、現状分析の下段でございますが、経営再開の状況というのは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、韓国なり台湾での口蹄疫の相次ぐ発生なり、飼料価格の高騰なり、それからT P Pの影響などから、さまざまなこのような要因が重なりまして、農家段階におきまして、経営の再開を逡巡しているという状況ではないかというふうに考えております。

次に、1ページめくっていただきまして、5ページでございます。

5ページにつきましては、県内の経済の状況につきまして記載しております。

一番上の有効求人倍率につきましては、県内全体でも徐々に上昇してきておりますけれども、高鍋管内につきましては、県全体の伸びを上回るような回復を見せているというような状況ではございます。

また、②の大型小売店舗の販売状況につきましても、8月以降、おおむね前年同月を上回るような状況になってございます。

しかしながら、④の宮崎空港の国内線乗降客数、その下の⑤の主要ホテル・旅館の宿泊客数でございますが、この2つの指標につきましては、1月以降に大きく前年を下回ってきている状況でございます。

これらのことから、現状の分析のところに掲げておりますけれども、昨年8月に口蹄疫の一連が終息いたしまして、それ以降、徐々に回復の兆しは見えていたというふうに考えておりますけれども、1月の新燃岳の噴火なり東日本

大震災等の影響等によりまして、持ち直しの動きが鈍化しているというような状況かというふうに考えております。

こういった中で、6ページをごらんいただきますと、「工程表の基本的な考え方と構成」ということで、策定の当たっての考え方を記載しております。

まず、一番最初に、防疫体制、防疫対策の充実強化が最優先であるということで掲げておりますが、2段落目でございます。今回の口蹄疫の影響につきましては、先ほど復興方針の中でも申し上げましたけれども、2,350億という非常に県内経済に対しまして大きな影響を与えたというふうに考えておりまして、ここに掲げておりますように、一たん口蹄疫が発生して、蔓延した状態になってしまいますと、県内全体に甚大な影響を及ぼすというふうに考えております。そういったことを学んだということで、やはりこれからは、そういう防疫体制、県内に入れない、それから地域に入れない、農場に入れないというような防疫体制なり防疫対策というものをまず最優先してやっていかなければ、安心して事業者の方々が経営を継続できないというようなことで、まず第一に掲げておるところでございます。

また、その上で、(2)にございますように、今まで以上に強い産業構造を築くためには思い切った施策を展開してまいりたいというふうに考えておりますし、(3)にございますように、その推進に当たりましては、関係機関・団体との十分な意見交換なり連携を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。この3つを基本に考えていきたいということでございます。

また1ページめくっていただきまして、7ペ

ージでございます。

再生・復興を目指す上で、その将来像を関係者で共有する観点から、目指す姿を示させていただきます。

まず、畜産・農業分野におきましては、安全・安心の確保を基本にいたしまして、付加価値や収益性の高い畜産・農業を構築したいというふうに考えております。

そのためには、アにございますように、安全・安心の確保のためといたしまして、ウイルスの侵入防止なり埋却地の確保、特定疾病のない地域の構築などの視点を持って取り組んでまいりたいと考えております。

また、イの付加価値・収益性を高めるためには、飼養密度の適正化による生産性の向上なり6次産業化、それから農商工連携や耕種への転換なり、このような視点を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

具体的には、右側の8ページのイメージ図をごらんいただきますと、それぞれの農場に消毒施設が設置してある図になっております。

それとあわせまして、農場ごと、もしくは共同での埋却地を確保するというを基本にいたしまして、図の左下でございますけれども、飼養密度の適正化とあと生産性の向上ということで、事故率の低減による生産性の向上を図ったり、もしくは、その右側でございますけれども、6次産業化・農商工連携ということで、加工なり農家レストランと書いておりますけれども、複数の農場が連携した6次化なり、もしくはハム、ソーセージあたりの加工なり、こういったいわゆる6次化の取り組みを進めていくという考え方でございます。

また、一番右下のほうにございますけれども、経営の一部につきまして、耕種に転換すること

により、農家の全体としての所得向上を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

このような取り組みを進める中で、7ページにちょっと戻っていただきまして、経営再開の見通しといたしまして、7ページの②でございますけれども、基本的には、農家の意向に沿って対策を進めていくこととしておりますけれども、和牛の繁殖農家につきましては、小規模で高齢化が進んでいるというような状況でございます。再開に伴います新たな設備投資への負担なり将来への不安ということから、再開を断念する農家も相当数見込まれておるところでございます。

こういうようなことから、下半分でございますけれども、西都・児湯地域における経営再開は、発生前に比べまして、農家ベースで7から8割程度、それから頭数ベースで9割程度になるということで、厳しく想定した上で、少しでも多くの農家の方々に経営再開していただけるよう、取り組みを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

1ページめくっていただきまして、9ページでございます。

県内経済全般、それから西都・児湯地域につきましても、先ほど御説明いたしました農商工連携なり6次化の取り組みを進める中で、企業や団体の皆さんが安心して事業が展開できて、しかも地域が自立して発展していけるよう取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、10ページでございます。

工程表につきましては、ここに掲げておりますように、中長期的な課題といたしまして、防疫体制の強化から経済雇用対策の9つの項目に

整理をし直した上で、25年度までの3年間の取り組みを明らかにして進めていくということにしております。中でも、「このうち」のところがございますけれども、防疫体制の強化など、県が中心となって早期に取り組むべきものにつきましては、より具体的に取り組み内容とスケジュールを示させていただいているところでございます。

また、適正飼養密度なりゾーニング、もしくは産地構造・産業構造の転換、それとあと特定疾病のない地域の構築というような大きな課題がございますけれども、この課題につきましては、まだこれまで県として十分な考え方を示していないというところもございまして、関係者の共通理解が得られているとは言えない状況にございます。こういったことから、今回この工程表の中でも、県としての考え方なり具体化していくための検討の方法につきまして、明らかにさせていただいているところでございます。

このような取り組みを進めていく中での体制といたしまして、10ページの4番に掲げておりますような復興対策本部を中心といたしまして、掲げておりますようなさまざまな会議なり意見交換会を開催していく中で、その進行管理なり工程表の見直しなり、充実というものを進めてまいりたいというふうに考えております。

1ページめくっていただきまして、11ページでございます。

11ページにつきましては、現時点で想定する財源といたしまして、再生・復興に取り組む財源として予定しているものを掲げております。

一番下の表にございますように、国の補助事業等の活用なり、それからあと県の基金、先ほど御説明いたしました県の4つの基金による対策等を活用していく中で、この再生・復興を進

めてまいりたいというふうに考えております。

また1ページめくっていただきまして、13ページをお開きください。

これからが工程表の本体ということになりまして、これから28ページまで工程表がございます。この内容につきまして、簡単にといいいますか、かいつまんで、それぞれの項目について御説明させていただきたいというふうに考えております。

まず、13ページでございますけれども、先ほど申し上げました防疫体制の強化の中で、県として緊急に取り組んでいかなければならないというような課題につきまして御説明させていただきます。

この防疫体制の強化の中では、①防疫体制の整備の中のウにございますように、今回の防疫の中では、家畜防疫員数が足りないではないかというようなさまざまな御指摘等もいただいたところでございますので、①のウにありますように、防疫員の数なり体制の考え方につきまして整理をするとともに、エにございますように、民間獣医師の活用の考え方、さらにはオにありますように、市町村なり関係団体との防疫協定の締結など、もしくは具体的な取り組みへの改定などにつきまして進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、15ページでございます。

15ページにつきましては、(2)水際防疫の徹底、それから地域防疫の徹底という項目でございますが、引き続き、水際防疫の徹底につきましては、関係機関に徹底の呼びかけを行ってまいりますとともに、(3)にございます地域防疫の徹底といたしまして、これはアでございますけれども、現在、全市町村に設置されております自衛防疫推進協議会、いわゆる自衛防でござ

いますけれども、この機能を拡充強化いたしまして、みずからの地域を防疫する主体として、その取り組みを支援できないか、今後、県として相談していきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、17ページでございます。

17ページにおきましては、農場防疫の徹底を進めるための取り組みといたしまして、小項目の①飼養衛生管理基準の徹底でございますが、エにございますように、家畜防疫員による全農場への立入検査なりを実施していきたいというふうに考えておりますし、また、その下のオなりカに掲げておりますように、自衛防疫組織員によります定期点検なり、それから獣医師なりJAの指導員などが通常業務で巡回する中で飼養衛生管理基準の遵守を指導してまいりたいというふうに考えております。

また、③でございますけれども、いわゆる発生情報等が十分農家まで伝わっていなかったのではないかというような課題もございましたので、③のアでございますが、家畜防疫情報メールということで、携帯のメールサービスを利用しました情報等を提供するシステムをつくっておりますので、全畜産農家を対象に登録を促進してまいりたいというふうに考えております。

次に、19ページをお開きください。

ここでは、早期発見・早期通報・早期処置を確保する観点の項目でございます。

ここにつきましては、③の埋却地の確保でございますけれども、埋却地の確保に当たりましては、イにございますように、各農場単位に近隣の農地での埋却地の確保を前提に進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、エでございますけれども、農家の皆さんが確保したものの、実際使う段階になって利

用できない場合もございます。そういった場合に備えまして、公有地のリストアップを行いながら、また、オにございますように、公有地を利用する際のルールづくりにつきましても進めてまいりたいというふうに考えております。

また、さらには、④の飼養情報のデータベース化でございますけれども、今回の家伝法の改正を踏まえまして、農家は毎年、飼養管理する状況を報告する義務が生じてまいりますので、それらの報告も含めまして、④にあるような農家情報を関係者で共有できるようなデータベース化の取り組みについても進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、21ページをごらんください。

21ページでございますが、このページは畜産経営再開への支援ということで、経営再開に当たりましては、(1)にございますように、アンケート調査を実施いたしまして、それをもとに現地指導班が主体となりまして支援を行うこととしております。

また、その中項目の(4)、(5)の特定疾病のない地域の構築なり飼養密度なりゾーニングにつきましては、お手元の資料の29ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、30ページでございますけれども、特定疾病のない地域の構築といたしましては、それぞれイメージといたしまして掲げておりますけれども、豚につきましては、既に西都・児湯地域におきまして取り組みが進められておりまして、今後、引き続きこの取り組みを支援していきながら、他の地域での取り組みについて検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、牛につきましては、ここに掲げておりますけれども、例えば子牛を検査するのか、母

牛を検査するののかという検査のあり方なり、それから陽性となった牛への対処の方法なり、さらにはその対処の場合の支援のあり方などにつきまして、現地でさまざまな意見があるということをごさいます、関係者との意見交換を行いながら、具体的な取り組み方法について検討していきたいという考え方でございます。

また、29ページにごさいますように、適正飼養密度なりゾーニング、もしくは産地構造・産業構造の転換につきましては、ここに掲げておりますような課題にも十分配慮しながら、そのあり方について検討してまいりたい、進めてまいりたいというふうにごさいます。

再度21ページにお戻りいただきまして、21ページの6番でございます。今後の畜産のあり方ということで、この項目にごさいますように、宮崎牛の将来なり、もしくは豚のあり方につきまして検討会を設置し、取り組みを進めてまいりたいというふうにごさいます。

次に、23ページでございます。

23ページにつきましては、3の産地構造・産業構造の転換や、安全・安心な畜産経営の確保に向けた取り組みを記載しております。

産地構造・産業構造の転換におきましては、市内プロジェクトにおきまして、経営のシミュレーションを検討するとともに、現在工事が行われております冷凍加工センターを核とした土地利用型農業を推進するための基盤整備等を実施してまいりたいというふうにごさいます。

また、6次産業化の取り組みにつきましても、農業振興公社とも連携をとりながら、その取り組みを進めてまいりたいというふうにごさいます。

次に、25ページをお開きください。

25ページにつきましては、5の埋却地の環境対策でございますけれども、環境対策といたしまして、(1)にごさいますように、市町村単位に協議会を設置いたしまして適正に管理していくとともに、掘り返し期間、3年間でごさいます、それが経過した後の農地としての再生利用を前提とした管理のあり方につきましても検討してまいりたいというふうにごさいます。

また、一番下の8でごさいますけれども、地域振興対策といたしまして、発生の集中いたしました西都・児湯地域につきましては、アに掲げておりますように、市町村が連携した広域的な統一コンセプトに基づきます象徴的な取り組みなり、それに基づく、また関連する各市町の取り組みを支援してまいりたいというふうにごさいます。

最後に27ページでございます。

経済雇用対策といたしまして、中小企業支援から掲げております。(1)の中小企業への支援といたしまして、プレミアム商品券の発行なり、地域活性化に向けたイベントの支援なりを行ってまいりますとともに、(3)の観光分野にごさいますように、団体等が実施いたします修学旅行等の誘致対策なりを支援してまいりたいというふうにごさいます。

また、(5)の商業、サービス業の項目にごさいますように、活性化に向けた取り組みを支援するというふうにごさいますけれども、基本的には、やはり一番下にごさいますように、関係団体なりとの十分な意見交換を行い、具体的な取り組みというものを検討してまいりたいというふうにごさいます。

最後でございますけれども、本工程表につきましては、現段階での取り組み方法、それから

再生・復興方針に基づく取り組み方法につきまして、関係者の共通認識となるように取りまとめたものでございまして、これを端緒といたしまして、関係者の意見交換なりを重ねていく中で、真の意味での再生・復興につながる取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

復興対策推進課からは以上でございます。

○**太田委員長** それでは、執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたら、委員の皆さん、御発言をお願いいたします。

○**横田委員** 1年前を振り返ってみると、本当に去年の今ごろは大変な状況で、私も農家と一緒に何回泣いたことかわからないぐらいあったんですが、そういう厳しい状況乗り越えて終息を迎えることができ、子牛の競りの再開とかもできたわけですけど、一番心配された子牛の価格の下落、それもなくて、逆に口蹄疫の前よりか高い状況がずっと続いてきたということで、どれだけ農家が安堵されているかわからないなというふうに思っています。それもこれも皆さん方初め関係者の皆さん方の御努力と購買者の御理解があったからこそだというふうに思って、本当に心から感謝をしているところです。ちょっとお尋ねしますが、再生・復興の取り組みということで、産地構造・産業構造の転換で、畜産と耕種のバランスのとれた地域農業の構造転換を推進するということがありますが、私、以前、例えば川南町で畜産農家から出るふん尿を完熟堆肥化して、それを使った有機農法で野菜をつくって、いわゆるあの口蹄疫から立ち直った川南町の野菜なんだよというアピールの仕方で全国の消費者に訴えることはできないだろうかというようなことをちょっと提言したこともあったんですけど、今、現状の例え

ば耕種への取り組みの現状、また農家の意識、それはどういう状況になっているかをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○**日高復興対策推進課長** 今、御質問いただきました農家段階での意識なりの部分でございませけれども、一つは、先ほど御説明いたしました、西都市におきまして冷凍ハウレンソウあたりを活用した部分、冷凍加工センターというのが現在建設されております。そういったものの中で、やはり耕種、いわゆるハウレンソウを例えば畜産農家の方々につくっていただいたりとか、そういうような事例もございまして、そういった中で、全体でやっぱり140ヘクタール程度のそういう契約面積を確保したいというような意向もございませ中で、例えば畜産農法人の中でも、やはり畜産主体から、今まで例えば2割、3割程度の耕種部門だったところが、それを例えば5割以上に持っていきたいとか、そういうような意向を持っていらっしゃる方もだんだん出てきておりますので、そういう取り組みをしていく中で、徐々にまた畜産農家の方々の中からも、経営を転換、全部転換、もしくは一部転換というところも含めて、そういう意向が出てくるのではないかとというふうに考えておるところです。

○**横田委員** 今、建設中の冷凍加工工場、それがフル稼働できるぐらいの耕種への切りかえとこのことができるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○**日高復興対策推進課長** 現在、冷凍加工センターで想定しておりますのは150ヘクタール程度ということでございまして、当然事業者のほうでも、販売促進なりそういったところの取り組みをしていくことになるかとというふうに考えておりますので、いわゆる畜産から耕種に転換す

る中で、やはり土地利用型農業の土地利用型作物というものへの転換というのが、一番畜産農家の方々にとっても移りやすいかなというふうには考えておるところでございます、そういう取り組みを進める中で、当然ハウレンソウであったり、例えばほかの土地利用型作物への転換というものを進める中で、受け皿としてはあるものというふうに考えております。

○加勇田農産園芸課長 現在のJAフーズのほうの冷凍加工施設につきましては、ハウレンソウを中心ということでございますが、今ございましたように、ほかの土地利用型作物、里芋あたりでございますけれども、そういったものを組み合わせて、さらにそのほかのゴボウであるとかカラーピーマンであるとか、そういったものを組み合わせながら、周年で運営できるような、工場がフル稼働していくような、そういった形で運営していこうということで計画は進めるというふうに伺っております。

○横田委員 今度はまた別なんですけど、特定疾病のことなんですけど、牛白血病の検査というのは一回されたんですか。

○岩崎家畜防疫対策室長 先ほど説明ありましたように、昨年度の事業としましては、児湯地域の子牛市場を清浄化しようということで、事業化をお願いしたんですけれども、さまざまな御意見がございまして、いわゆる子牛市場じゃなくて、母牛を含めた全体の清浄化を進めるべきじゃないか等の意見がございまして、今のところ、検査そのものは済んでおりません。ただし、昨年、市場の中間保有施設を活用して、1,500頭程度だったと思いますけれども、これについては母牛を対象に検査をしまして、陽性牛については肥育のほうに回したというような実績はございます。

○横田委員 陽性の割合というのはどれぐらいあったものでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策室長 大変申しわけないんですけど、陽性率につきましては、まだ一部しか検査しておりませんし、陽性牛のいわゆる陽性率が少しひとり歩きますと、今度は風評等もございまして、申しわけございません。

○岩下委員 お聞きしますけど、口蹄疫が終息してから、県内で新たに畜産関係で参入された企業というものはあるんでしょうか。

○児玉畜産課長 今の御質問ですけれども、私たちのほうでは、そういった企業さんは、今のところ情報は把握しておりません。

○岩下委員 実現可能かちょっとわかりませんが、県南のほうで40ヘクタールの土地を購入して牛の畜産関係に取り組みたいという、まだ構想の段階ですけれども、その場合に、11ページの中にいろいろ支援策、補助関係がありますけれども、具体的に例えば40ヘクタールで畜産をやりたいという方の中で、具体的な助成策というのはどんなのがあるんでしょうか。どんなのが利用できるんでしょうか。

○日高復興対策推進課長 今の御質問の中で、日南・串間地域におきまして、40ヘクタールの農地を購入されて畜産を開始される場合の支援ということでございますけれども、基本的に、現時点で想定しております財源の中で、例えば口蹄疫の復興対策基金なりファンド等につきましても、一義的にはやはり発生地域なりが中心になるかというふうに考えておまして、先進的な畜産経営を今後開始するというのであれば、当然一般的な国庫補助事業なり通常の畜産振興事業の中での対応というのにも必要になってくるかというふうに考えているところでございます。

○西村委員 特別委員会資料の3ページに、「口蹄疫による影響について」とありまして、もしかして説明があったかもしれないんですが、2番の手当金を受け取っている対象件数は1,383あるんですけども、家畜の導入状況のところのいわゆる処分を行った農場は1,270なんですけど、この差というのは何なんですか。

○児玉畜産課長 手当金等の1,383件につきましては、これは家畜の所有者が申請した件数です。所有者のほうに手当金等は行きますので、所有者が申請した件数でございます。あと農場件数というのもございまして、申請件数につきましては、例えば1つの農場に2人の所有権があるという場合は、別々に申請が出てきます。あるいは2つの農場を1人の人が所有しておれば、農場数としては2つになりますけれども、申請は一本で上がってくるというようなことがございまして、申請件数で見たり農場件数で見たりすると、数字が合わなくなるというようなことが起こります。

○西村委員 共同でやられている方が、5人でやられている方は5件上がってきて、農場としては1つというカウントでよろしいんですね。

○児玉畜産課長 そのように御理解いただきたいと思います。

○西村委員 今回、今、復興されている農場が5割、頭数で言えば3割程度ということで、先ほど言った韓国の問題であるとか、今、子牛価格が高いとか、私はそういうことはわかるんですけども、疑似患畜を出されて処分された農家とワクチンを打ってやむなく処分された農家の数がここに出ているんですが、再開に当たっては特段差はないんでしょうか。例えば、疑似患畜を出された農家は、周囲から白い目で見られてなかなか再開しにくいとか、そういう点は

あんまりデータ上は関係ないんでしょうか。

○児玉畜産課長 ワクチン畜と疑似患畜との導入状況につきましては、余り差はないというふうに見ております。

○西村委員 最後に一つなんですけど、この状況、5割しか再開しない、頭数が3割、もしくはもう少し伸びても3~4割程度だった場合に、畜産業界全体の1年を通した落ち込みというのはどのぐらいになるんでしょうか。生産額とか、金額ベースとしてどのぐらいになってくるんでしょうか、この状況が今年度いっぱいぐらい続いた場合は。

○永山畜産・口蹄疫復興対策局長 申しわけありません。そこまでの試算というのは行っておりません。ただ、我々の目標としては、農家ベースでは、西都・児湯地域でも7割から8割程度、頭数ベースでは、全体で9割程度まではぜひ持っていきたいということで頑張っているところでございますし、ここでとどまるということは恐らくないだろうというふうには思っております。もしここで頭数がとどまってしまうと、さまざまな子牛の供給の問題等もありますので、全県下に大きな影響が出てくることとなりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○西村委員 今のお答えをいただいて、当然ここでとどまっていけないし、例えばこれが1年で戻ってくるのか、もしくは3年、5年、この工程表は3年で考えられているんでしょうけど、こういうものの試算というのはなかなかしづらい部分もあると思いますが、できれば、これは要望ですけども、1年で回復した場合、3年で回復した場合、もし回復しなかった場合も含めた試算なりも、ぜひまたこういう委員会では提示していただきたいと思っておりますし、また、

ことし共進会等々、また全国大会等もありますので、そういうものに向けて弾みになればなど思うこともありますので、復興に関してまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

○永山畜産・口蹄疫復興対策局長 戸数ベースで言えば、おおむね今年度が勝負だというふうに思っています。頭数ベースで言うと、この2～3年がきちっとある程度のところまで計画的に戻していかなければならないと思っています。今お話がありましたような形で、さまざまな試算等もしながら、出た段階でまた御報告を申し上げたいというふうに思ひます。

○福田委員 ちょっとお聞きしたいんですが、3ページの手当金で531億7,700万円、この内訳、いわゆる本来の畜産農家が受け取られた金額と、企業畜産が受け取った金額、その大まかな内訳金額はどうなるでしょうか。

○児玉畜産課長 大変申しわけありませんけれども、現時点でまだそこまで仕分けた集計をしておりませんで、どのぐらいの額になるかというの、今のところちょっと頭に入っておりません。ぜひそういうふうな仕分けもしてみたいというふうに考えております。

○福田委員 ちまたでは、A社がどうだ、B社がどうだということが飛び交っているわけですね。我々はそれを精査する段階ではありませんけど、ぜひそういう数字の正確なものをいただきたいと思ひます。

そこで、私、何回もお話を申し上げましたが、宮崎県の畜産の構造、内容というやつをもう一回、我々は再認識する必要があるなど思ひますが、畜産イコール農家ではないんですね。特に今回、大きく感染しました児湯地区におきましては、企業畜産のウエートが非常に高い。一般の消費者、国民の目から見ると、畜産は農家

がやっているものだと、ストレートに考えるんですね。そうじゃないんですよ。それで、いろんな工程表、ロードマップをおつくりになって、私は内容の濃いものだと評価をしております。

しかし、これを例えば豚で70数%の比率を持つ企業畜産にどう行政の影響力を行使するか。あるいは、牛においても企業畜産がありまして、大規模飼育をやっておりましたね。このあたりの問題点を今回しっかり整理しなければ、私は、工程表、ロードマップは、絵にかいたもちに終わってしまうなということを心配いたしております。この口蹄疫の処分の期間中も、いろんな話を聞かされました。現場に出向いた方々から。やっぱり宮崎県は、畜産全体について、これはJAとか畜産農家とか行政、過去長い歴史の中で深いつながりがあるんですが、企業畜産については、JAはもちろん関係ありませんが、ほとんど行政のコントロールがきいていませんね。その辺をしっかりと考えないと、私はまた同じようなことを起こしかねないと心配をいたしております。そこで、もう終息して、いろんな工程表、ロードマップができたわけではありますが、そういう大きなシェアを占めておられます企業畜産の皆さんとの話し合い、いろんな終息後の対策はどうとられておるのかお聞きをしておきたいと思ひます。

○岩崎家畜防疫対策室長 企業畜産をどういう形で位置づけるかなんですけれども、一部の企業におきましては、少し口蹄疫の報告がおくれたという事例がございまして、企業につきましては、まず管理獣医師あるいは地域との十分な連携等を含めた行政指導は行っているところでございます。企業全般について、全部の企業にそういう形での接触は現在はおしておりません。

○福田委員 私は昨年も同じようなことを本会

議の質問で申し上げましたが、これは大事なんですね。例えば4月26日、実務者レベルと意見交換とありますが、この中にももちろん企業畜産の関係者等が入っておられるんでしょうね。5ページの策定の経緯、実務者レベルとの会合が4月26日、4月27日、5月17日に行われていますね。

○日高復興対策推進課長 この農業団体との意見交換の中では、いわゆる県域団体との意見交換ということをございまして、今御質問いただいているようなそれぞれの企業さんという話ではなくて、そういうところにえさを納入する例えば配飼協であるとか、こういうようなところあたりも入っていただきながら、いろいろ意見交換をしたということをございます。

○福田委員 じゃ企業の関係する畜産のグループも入っていると、こういうふうに解釈していいですね。

○日高復興対策推進課長 いわゆる企業畜産経営の中に、えさ等を納入している業者のいわゆる県域団体というのは入っていただいているというふうに考えております。

○福田委員 何団体ですか。

○日高復興対策推進課長 県全体の団体、県としての団体ですね。それとあわせて、今御質問いただいた中で、やはり企業経営につきましても、当然それぞれが独立国というような形ではなくて、地域の中での防疫というものに取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、そういう地域での取り組みというのも、15ページにあるような中で進めていきたいというふうに考えておるところをございます。

○福田委員 私は、せっかくつくられた工程表、ロードマップが成功するかしないかは、一にも

二にも大きなウエートを占めている企業畜産の皆さん方の協力を得なければ、転換もできませんし、それから飼養密度の低下もできませんね。ですから、これはつらいでしょうけど、ぜひこの辺をやる。私はJAグループにおるんですが、JAグループだけでは手が届かない範囲ですね。JA外、畜産ではこれが多いんですよ。それから、行政も普通はJAといろいろやっていただければ事足りていたわけですね、こういう口蹄疫等の家畜伝染病が発生しないときは。これからは宮崎県の畜産全体をしっかりと包含して対策をやっていくないと、私はこのロードマップは絵にかいたもちに終わると、こういうふうに心配していますから、せっかく内容の濃いものをつくられましたから、局長も置かれたんですから、ぜひそれを実現してほしいと思いますが、局長、いかがですか。

○永山畜産・口蹄疫復興対策局長 まず、防疫という観点で見て、大規模な企業的経営体が非常に大きな要素になるということ、これは間違いないというふうに思っています。その意味でも、工程表に出てまいります、家保は必ず年1回は入るということにしますが、その中でも特に大規模なところについては、しっかりとチェックをし、指導するということが必要になる。これまでやってきませんでしたけれども、ここはしっかりとやっていくことになると思っています。それから、畜産の再生に当たっての産業構造の転換であるとか、そういうことも含めた取り組みについて、おっしゃるとおり、これまでの農協を中心とした団体とのおつき合いだけでこれがうまくいくとは思っておりません。工程表の策定段階で、まだまだ意見交換が足りない部分もたくさんあることを前提にしまして、これからさまざまとところと話をしながら、具体

的なアクションにつなげていきたいと思っていますので、絵にかいたもちにならないように、局を挙げてしっかり取り組みたいというふうに思っております。

○**福田委員** 局長の意気込みを信用しまして、もう終わります。

○**太田委員長** 福田委員、先ほどの手当金の件はいいですか。

○**福田委員** それは後日資料でいただきます。

○**太田委員長** 手当金の関係について、企業畜産経営の、何かイメージとしてどのくらい、個人と企業畜産、どういう割合なのかとかいうところの資料については、求めるということでもいいですね。では、ひとつ提出をまたお願いいたします。

○**中野委員** これは要望でいいですけど、今度、家伝法なんかも改正されました。それで今聞いてると、局長が県ですることになりますとか、そういう答え方だけど、実際法律が変わってる部分があるんですよね。畜産農家も消毒の何かを義務づけたとか。今回の去年のそういう口蹄疫を受けて法律改正した分、だからこれは絶対県がやるとかやらんの話じゃなくて、法律で義務づけられた分と、そのほかに例えば県が何をするかという話で、そこ辺を一回、次の委員会で整理をしてもらいたい。

それからもう一つ、やっぱり今度の口蹄疫で、国富、綾でもそうですけれども、この際やめてしまおうとか言ってやめる畜産農家もおるわけですよ。ここまでいったらもうやめて、みんな売ったと。だから、今回の復興というのは、児湯郡だけの復興じゃないわけで、宮崎県の畜産をどうするか、前回の頭数までどうするかということの観点の話になると思います。そのために、復興前の頭数、いろいろ年齢別畜産農家と

か規模別頭数とか、統計はいろいろありますよね。ただ、それが1年、2年置きとか、いろいろあるけど、全体の頭数というのは、牛の子が産まれると、首輪じゃないけど、耳標をつけるでしょう。あれで大体、これで見ると、JAからも聞き取りをしたということだけど、ああいうのをつけてると、みんな牛はつけてるわけで、どこかで管理してるなど、しっかりした頭数は出らんのですか。出ますかね。ただ出るか出らんかだけでいいです。

○**児玉畜産課長** 一つの組織ですべてデータがそろっているということは多分ないと思いますけれども、各団体ありますので、そういったところのデータを拾えば、何とか出るんじゃないかと考えております。

○**中野委員** 要望ですけど、復興といたら、当面は畜産、牛、どれだけもとに戻るかとなると、そういう数を把握しておかんと、私は議論にならんと思うんですね。ぜひ2～3カ月置きでもいいから、そういう数はしっかりとって議論をしなきゃ、そういうことで要望しておきます。

○**永山畜産・口蹄疫復興対策局長** 家畜関係のデータの整理、どういうことを目標にしていっても含めて、できたものについては、次の機会等にお示ししたいと思っておりますが、一番最初にあった家伝法の改正、確かに法律上でいろんなことが変わったんですけど、その政省令がまだ全然示されておられません。中身でどこまで農家に義務づけられるのか、農家の義務づけで県がそれをどう担保していくのかということについても、もう少しそれがしっかりとした形で御説明できるのは時間がかかるかもしれません。そこはタイミングを見てということで御了解いただければというふうに思います。

○中野委員 家伝法を見れば、大体概略はわかるじゃないですか、そんな難しいことを言わなくても。変わったという話ぐらいは。

○永山畜産・口蹄疫復興対策局長 難しいことを言わなくてよければ、こういうことがおおむねこうなりますということでよろしければ、整理をして、次回、御説明することは可能だと思います。

○中野委員 だから、さっき言ったように、畜産農家に義務づけねばならないとって義務づけられた分、これはしないとしようがないわけ、だからそういうことを言ってるわけ、そんな難しい話じゃない。

○有岡委員 3点ほどお尋ねしたいと思いますが、飼料の自給率の向上というテーマがございしますが、県内全域で考えたときに、例えば飼料米を耕畜連携でふやそうという動きがございしますが、これらの推移の計画、そういったものがありましたら、進めていただく上で教えていただきたいと思います。

それと、水際での防疫の徹底ということで、1年たってみたら何もやってないということでは困りますので、例えば空港とか港、こういったところでどのような現状でやっていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

それともう一点、市町村との連携というのがテーマでございしますが、家畜飼養情報データベース化、これも恐らく市町村の協力なしではできないだろうと思うんですが、その中で、先ほどの防疫対策従事者数というのが15万8,500という数が出ておりますが、JAや農済、建設業とか入っていらっしゃると思うんですが、ぜひ、市町村の話し合いの場では、ボランティアで地域でやったという実態もあるようですので、それも今後の力になると思いますので、県が進め

るといふか、市町村だけではなくて、そういう地域のボランティアの実態、こういったものも把握されるといいんではないかと思っておりますので、以上3点ほど要望とお尋ねをいたします。

○児玉畜産課長 まず、自給率の向上ということでございますが、稲わらで申しますと、現在、約90%は国内自給をしている状況でございます。8,500トン程度、中国産の稲わらが入ってきておりますが、これを県内産に置きかえていこうということで、23年度の事業でお願いをしておるわけでございますけれども、飼料用稲の増産、それから飼料用米の増産で稲わらを利用していくと、それとあわせまして、今、主食用米の稲わらで十分活用がされていない部分を活用していくような形で、輸入物をゼロにして国産物ですべて賄っていきたいという計画を持っておるところでございます。

○岩崎家畜防疫対策室長 水際防疫でございすけれども、今回、県の防疫マニュアルを改正いたしまして、その中で、それぞれフェーズごとに、いろんな畜産関係施設以外で取り組んでいただきたいということで整理をしたところでございます。そのうち、水際のシンボルといいますと、空港とか港等になろうかと思っておりますけれども、まず空港、これは宮崎空港なんですけれども、宮崎空港につきましては、アジア便が就航しておりまして、国際線については年じゅう、1年じゅう、どういう状況であろうが、これは国の動物検疫所のほうで消毒マットを設置しまして、靴底消毒等をお願いしているところでございます。あわせまして、海外、特に韓国とか香港とか、そういう近隣諸国での発生の際には、国際線に加えまして国内線についても、ボーディングブリッジ含めて消毒マットの設置をお願いしているところでございます。現在24

カ所の消毒マットを設置していただきまして、これはほとんど自前で対応していただいているところでございます。それから、主要港、細島と油津なんですけれども、主要の港につきましては、外国船が入港しますと靴底消毒等、あるいはカーフェリーの乗員乗客等の下船時の消毒について、今現在、実施しているところがございます。以上です。

○日高復興対策推進課長 市町村の協力の中で、ボランティア等の把握につきましてもというお話でございましたけれども、当然今後マニュアルに基づきます防疫の事前の準備の中で、さまざまなそういう御意見も踏まえまして、市町村とともに受け取ってまいりたいというふうに考えております。

それとあと、水際防疫の中で一点補足でございますけれども、空港、港湾以外にも、海外からの観光客の方々が、ゴルフ客の方とか、そういった方が多数来られるような県内のゴルフ場におきましても、やはり消毒マットなり、いわゆる入ってこられる方への消毒の促進といえますか啓発といえますか、こういうようなパンフレットを配ったりしながら、防疫対策について徹底しているところがございます。

○松村委員 県全体での畜産の割合というのは非常に多いわけですけど、今回は児湯郡というところがゼロからのスタートで、いきなり再生というか導入が100%にならないのは皆わかっていることですが、3年間をかけて随時導入して行って、それぞれの畜産の計画に基づいてやっていらっしゃるんでしょうけれども、農家自体としては、やめたいという方もいらっしゃるということとか、あるいは規模拡大されたいという方とかもいらっしゃると思うんですね。耕種への転換とか耕種とのコラボレーションと

か、いろんな形が最近よくうたわれていますので、畜産というものに対して、非常に引いてしまっているという嫌いもあるんですよ。私は、畜産が100%もとに戻って、耕種もさらにパワーアップして、そして6次産業化して、宮崎県の3,300億の農業生産を、それを4,000億だ、5,000億だと上げていくことが、宮崎県の産業再生という目標づけだと思うんですよ。そんな中で、非常に私たちも知りたいのは、特にゼロになった児湯郡で、より積極的に畜産を広げていきたい方がどれぐらいいるのかと。こういうケースがありますよということをちょっとモデルケースにして、こういう畜産のあり方がありますよというふうに知らしめていくというんですかね。もう密飼いはだめですよ、もう畜産はちょっと厳しいから、例えば圃場も少ないじゃないですか、埋却地もないじゃないですかという非常に厳しさだけがあって、何か畜産の将来性というところに夢が持てないようなイメージがあるんですね。だからそれを、やっぱり畜産というのは宮崎県を支えているんだということと、プライドとか、規模拡大してこれぐらいいけますよということとか、それが一つですね。

それともう一つ、後継者が特に養豚なりでもいらっしゃるんですね、肥育関係でも。そういう方々が規模拡大するときに、以前だったら、施設関係の補助制度というのは非常にあったんですよ。今回はいろんな規模拡大するときも、今どちらかというところ、ほとんど融資系の形ではできないというやつであります。何か宮崎県が本格的に農業というところで産業を大きくしていくというイメージがあるんだとしたら、後継者がいらっしゃるところ、規模拡大に向けては、施設関係に対する助成制度というやつがちょっと昔ありましたけれども、そういうやつを独自

で導入できるような制度がないかとか、やっぱりきっかけづくりをつくってあげるということで、夢を持って新しい畜産再生に向かって若い連中が進んでいくんじゃないかという思いがあるんですけども、なかなか返事は難しいでしょうけど、その2点について、ちょっと御意見があったらお聞きしたいと思います。

○日高復興対策推進課長 まず、一番最初のいわゆる畜産農家の方々の経営再開した後の拡大に対する意向といいますか、そういった部分についてでございますけれども、現段階では再開するかしないか、もしくはなぜしないのかというところを今後調査してまいりたいというふうに考えておまして、そういった中で、例えばどこまで拡大というか、どこまで再開してもとに戻そうとされているのかというようなところも含めて、調査はしてみたいというふうに考えております。

それとあと、もう一つ、例えば拡大をされようとした場合のことなんですけれども、今回、西都・児湯地域、特に初発のところから都農、川南というところの中で、非常に爆発的に蔓延したというような状況がございまして、その一つの理由といたしましては、私どもの共通認識といたしまして、やはり家畜の密集地帯であったというようなことはあろうかと思えます。そういった意味からして、例えば個々の農家の中では、再開する前、いわゆる処分が行われる前の規模よりも大きくするという希望は当然あると思うんですけども、ただ、地域全体としたときに、じゃ家畜の密集度というところから見るとどうなのかというところは当然判断していかなければならないかというふうに考えておまして、例えばそういう意味で、豚が中心になるかと思うんですけども、豚の農家の中で

は、例えば今まで母豚で500頭規模であったところを300頭にあえて落として、そういったあえて落とす中で、当然頭数が少なくなりますので、目が行き渡って、生産性が非常に向上して、年間で例えば今まで1母豚当たり15～16頭ぐらしか子がとれなかったとか肥育できなかつたところが、例えば22～23頭までなったということで、実質的にはかなりの部分、頭数を減らしたとしても、管理を徹底することで、所得が以前よりも上がるというような成功事例というのも出てきておるような状況でございますので、そういう一部成功事例も含めながら、生産者の皆さん方にちゃんと情報提供していかなければならないというふうに考えておるところです。

それとあと、後継者の規模拡大の支援の部分につきましては、当然通常の後継者の育成に向けた各種施策なり、あと今回の先ほど申し上げたアンケート調査なり、こういったところも踏まえながら、ほかの産業分野とも関連いたしますけれども、今回の基金なり財団なり、こういったところの事業等も活用しながら、慎重に検討していかなければならないというふうに考えておるところです。

○松村委員 私も地元で、そんなにたくさん知らないんですけども、例えば一例としては、酪農で以前は120頭規模で飼っていたと。今回ゼロになったわけですけど、もう妊娠牛をどんどん入れてますが、酪農は場合、早いんですから。結局、搾乳機を生産効率を考えると、170頭ぐらいいいということとか、そのために畜舎をどれくらいふやさないといけないとか、そういうことで計画をされているみたいですけども、積極的なところは、よりいい経営を目指すところでの今回をチャンスにしたいということもございまして。施設に関しては、もちろん

今回の手当金等とか、そういうところも含めて、自分で用意してされるんでしょうけど、以前は施設整備に対する補助とか、例えばある意味、後押しできるようなところもあったんですけども、御相談を受けても今のところないのよねというところしかないの、低利で据え置きで、10年、20年かけて何とか頑張らしようという形はあります。もうちょっとそういうのがあれば、より積極的にやれるというところもございます。もうちょっとそのあたりを拾い上げていけたら、産業再生のためのある程度、起爆剤になるモデルケースをつくれるんじゃないかと思うんですよね。また、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○重松委員 昨年まで商店街振興組合連合会に勤めておりました、畜産農家の関係の皆さん方の御努力、また商店街の、また商工観光に従事した関係で、これからも商工観光のためにも、しっかり産業再生・復興していかなくちゃならないというような思いであります。先ほど有岡委員のほうから水際対策の件がありましたけれども、これからの観光振興のために、今現在の韓国と台湾の発生状況、また終息への様子等々をちょっとお聞かせ願ひたいなというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策室長 韓国につきましては、全土で約340～350万頭のいわゆる殺処分を行って、その後に、その後といえますか途中なんですけれども、ワクチン接種に踏み切っております。基本的には全土を対象にワクチン接種をしてるんですけども、ワクチン接種といえますのは、口蹄疫の場合は感染を防げないワクチンでございまして、一部ワクチン接種家畜で、4月に入っても発生を見ております。台湾につきましても、これは少頭数なんですけれども、そ

んなにたくさん拡大はしてませんが、4月に入ってもまだ発生を見ているというような状況でございます。

○太田委員長 ほかに質疑はございませんか。

では、ないようですので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆さん、大変お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時39分再開

○太田委員長 では、委員会を再開いたします。

まず、先日開催されました委員長会議の結果につきましては、先日の常任委員会で資料の配付がありましたので、説明は省略させていただきます。御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、協議事項（1）の委員会の調査事項についてであります。

お手元に配付の資料1をごらんください。

1の当委員会の設置目的については、さきの臨時議会で議決されたところでございますが、2の調査事項は、本日の初委員会で正式に決定することになっております。

資料の上段に記載している4つの項目は、特別委員会の設置を検討する際に、各会派から提案されていた項目をまとめたものであります。

その下に、若干修正をいたしました正副委員長（案）を記載しております。

特別委員会設置に当たり、各会派からの要望を整理した各項目は、いずれも重要な項目と思っておりますが、今後1年間の中で重点的に調査を進めていく必要がありますことから、このように正副委員長（案）のとおりまとめたところであります。

調査事項（案）の（１）の鳥インフルエンザについては削除して「口蹄疫からの再生・復興に関すること」に、そして調査事項（案）の（３）の新産業創出と調査事項（案）の（４）の農商工連携については、調査事項の（３）にあります「産業の活性化」に含めてよいのではないかと考えたところであります。

ということで、調査事項につきましては、正副委員長（案）のとおり、（１）、（２）、（３）としてはどうかと思ったところであります。

後でお諮りいたしますが、また、先日の正副委員長互選の際、有岡委員から発言のありました当委員会のエネルギー対策についてであります。案のほうを整理してみました。

資料２をごらんください。

産業再生・エネルギー対策特別委員会におけるエネルギー対策の考え方についてであります。

電力などのエネルギーは、企業の生産活動を維持、発展させる上で必要不可欠な存在であるというのは言うまでもありません。

東日本大震災により、電力の安定供給に支障が生じ、国、電力会社等が節電を呼びかけているのは周知のとおりであります。

このような中で、本年度、エネルギー対策を議会が重点的に調査に取り組む必要があるとする一つの理由は、本県産業の再生・活性化を支えるエネルギーの安定供給や、節電対策など県内企業の省エネルギーについて、調査・検討を行っていく必要があるということではないかと考えます。

もう一点は、再生可能エネルギーの一層の推進、政府が検討を進めている「サンライズ計画」にも盛り込まれると伺っていますが、本県の地域特性を生かした新たな産業としての調査・検討を行っていく必要があるのではないかと思います。

ます。

今後、委員会で調査を進め、県に対する提言等を検討するとともに、国に対して対策を求めべきものについては、委員会で整理をし、意見を述べるということも考えられるのではないかと考えております。

当委員会では、産業再生・活性化を図る上でエネルギー対策として、さまざまな観点から調査をしていくものと考えています。

調査事項、エネルギー対策の考え方について、皆様の御意見がありましたらお願いいたします。

資料２のまとめとしては、委員会活動のほうで書いてありますが、県内企業への影響、課題、対応等の調査、それから、再生可能エネルギーの現状と課題、対応策等を調査していくということで考えております。

以上、調査事項とエネルギー対策等についての皆様方のお考えをお聞きしたいと思います。これでよろしいかどうか。

○中野委員 例え、これで大枠はいいと思うんですけど、再生可能という言い方にした場合、例えば佐土原とかあそこ辺でガスがどんどん出て、宮崎ガスに売ったりとか、ハウスで利用したりとか、そういうやつは再生に入らんのですか。宮崎での地下資源はちょっとあんまり大き過ぎるけど。

○太田委員長 そういうのも含めています。天然ガスですね。現状を、県内の状況の把握というのは調査すべきものかなと考えております。

○福田委員 過去、水力、風力でしょう。それから天然ガスでしょう。こういうのも調査しましたよね、賦存量を。今、天然ガスは案外知られてないけど、宮崎ガスとミックスしてるんですが、宮崎ガスのLP関係、20%近くあるらしいです。児湯からずっと佐土原、宮崎市のガス

が。それは付随したものなんです。ヨードを採取するときに出てくるんです。地下水のくみ上げから。それを分離してガスで使ってる。今使ってるのが松下電器の工場、それから皆さんゴルフ行かれますけど、ハイビスカスのゴルフ場、温泉とかで自家利用していますね。

○中野委員 だから、そういうことをもうちょっと、別にこれでいいけど、そういう県内で今供給されている天然ガスも含めて、ちょっと念頭に入れてもらうといいかなと。

○太田委員長 範囲に入れておいてほしいということですね。表現としては、こういう形の表現で、実際また調査に行くときとか研究しないといかんときには皆さんに諮って、そういうのも含めるということでもいいですかね。

○横田委員 正副委員長（案）で私もいいと思います。ちょっと違うんですけど、今度の原発の事故を受けて、例えば玄海原発の周りについても、福岡、佐賀、長崎で連携して対応を協議していくというのが新聞に出てましたけど、宮崎も川内原発を近くに抱えておるわけで、そこらあたりの調査とか、そういうのはこの委員会にはなじまないということなんですか。

○太田委員長 皆さん、どうでしょうか。ここで言うと、そのテーマは防災のほうが多少あるのかなと。防災の特別委員会もあるので、危険というところでの連携とかいうことであれば。エネルギーを確保する、有効利用しようではないかというテーマで、実際そういうところを視察したり勉強したりすることはあり得ると思いますが、防災というところでの取り上げる可能性がありますね。

○横田委員 わかりました。

○福田委員 調査事項を整理されておりますが、ここで忘れてほしくないのは、農商工連携。宮

崎県は食材の原材料は豊富なんですよね。これに付加価値をつけるノウハウが今までなかったものですから、全部おいしいところをいわゆるそういう食料関連の企業にとられてしまったんです。ようやく今気づいて、それに目覚めて始めたんですが、6次産業化というのは、これは政府の言葉ですが、私は、宮崎県が持っている貴重なそういう食の原材料に付加価値をつけて、本当に県民が雇用の場にありついたり、あるいは利益が出たりする産業を創出するという意味で、調査活動をお願いしたいなと思ってます。我が会派でも、農商工連携というのは、そういう内容で提言したんですけど。

○太田委員長 皆さん方の意見がまた関係してあればですが、気持ちは、産業の活性化ということで、農商工連携、6次産業化というのは捨てちゃならんテーマということでは考えても、米印で入れたいぐらいなんですけど。

○中野委員 今回の分は、産業の活性化の中身の話になります。農業の活性化や1次産品から2次産品に加工する。だから、その中でいいんじゃないですか。

○太田委員長 言葉では出てこない分だから、ただ、内容としてはそういうのが入るということで、産業の活性化ということで。

○福田委員 そういうことがやっぱり文字から消えると対応が執行部ですから、中を囲みでいいので、これはもう喫緊の大事なテーマなんですよね。

○太田委員長 だから、この産業の活性化の後に、例えば6次産業等新産業創出とか入れるか、それか農商工連携という言葉がいいのか、6次産業化とかそういう言葉のほうがいいかなという感じはしますけど。

○中野委員 この産業の活性化というのは物す

ごく広いから、だから、それで今言うように個別にいくと何ぼでもあるからいいですよ。そのときそのときの範疇の中でやればいいですよ。

○福田委員 やればいいけど、往々にして忘れられている、過去もずっと。焦点ぼけになってね。そういう経験をずっとしてきておるものだから、どうかなと思って。

○蓬原副委員長 具体的に調査するときに忘れないようにしっかりすれば。

○福田委員 いや執行部の対応がなくなってくるんですよ、必ず。

○太田委員長 (3) のところの産業の活性化の括弧書きのところ、「6次産業化等新産業創出」とかいうことで、ちょっとそういうイメージをどんどん入れ込むか、それはもちろん皆さんあると思いますけど、農商工連携まで入れると、どんどん具体的になるものだから、そしたら任せてもらっていいですか。

○後藤委員 きょうは特別委員会ということで、常任委員会の内容が非常にありましてね、松村委員がおっしゃいましたように、じゃその産業再生を今回口蹄疫の教訓としてとらえて、チャンスととらえて、戸数、頭数を持っていくとか、そういう再生ならわかるんですけど、どうもきょうの話聞いてますと、ちょっと常任委員会の内容をしてるような感じがいたしまして、やはり産業再生・エネルギーとはっきりうたっておるわけですから、そういう方向に持って行っていただきたいと。きょうは特別だと思えますけど。

○太田委員長 また今後の議題とかも皆さん方の意見を入れてやりたいと思いますが、そういう思いを込めて、一応この3つのまとめ方で、思いは入れ込むということでもいいですか。

では、確定をしないといかんものですから、

正副委員長(案)の(3)の「産業活性化(6次産業化等新産業創出)に関する事」というようなことでいいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項(2)の委員会の調査活動・計画についてであります。

活動方針(案)につきましては、資料1の3のとおりであります。

活動計画につきましては、資料3をごらんください。これにつきましては、当委員会に付託されました調査事項や委員長会議の結果を考慮して、調査活動計画(案)を作成いたしました。

これらの案につきましては、何か御意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、この案のとおり、今後1年間の調査活動を実施していくことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項(3)の県内調査についてあります。

再び資料の3をごらんください。7月28日から29日に県南調査、8月23日から24日に県北調査を計画しております。

先ほど決定いたしました調査事項を踏まえまして、県南調査、県北調査の調査先につきまして、御意見等がありましたらお願いいたします。何かありませんか。

候補地を挙げていただいて、あとは正副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。

次に、協議していただきました調査事項を踏まえまして、次の委員会での執行部の説明、資料要求について、何か御意見、御要望はありますか。きょうは口蹄疫ということで、そのテーマのみでしたけれども、次回。

○中野委員 県民政策なんかで、太陽エネルギー対策とか、今、代替エネルギーで取り組んでいる。

○福田委員 この前、日経新聞に、宮崎県の農業試験場で三鷹光器との取組が掲載されていました。太陽光集熱ですね。

○中野委員 県内でそういう太陽光発電とか、みんなそういう状況を知りたいことないですか。そういう代替エネルギーがどうなっているかという。

○太田委員長 エネルギーの分野でちょっと報告してもらいましょうかね。

○横田委員 きょうの新聞に、太陽光で発電したものを蓄電するというのが新聞に載っていましたね。

○太田委員長 あれは延岡ですね。

○横田委員 自分のところの家で使えるということ。

○太田委員長 県内のそういった状況を把握しておってもらわないかんですね。

○西村委員 原子力発電に頼っているのは3割というじゃないですか、九州管内。4割だったですかね。それが宮崎県の場合は水力が結構あります。それを差し引いてどんなものなんでしょうね。宮崎県の電力の消費の割合が。

○太田委員長 その辺のデータも出ると思います。エネルギーに関連して。

すると、新産業創出のところ辺のテーマ、2

カ所ぐらいやれるよね、2時間の間。どうですかね。

○中野委員 今言ったような代替エネルギー関連の機械をつくっているところがあるから、そこも含めてやれば。

○太田委員長 そしたら、エネルギーのテーマで次回はやりたいと思いますので、それぞれ疑問に思っているところとか聞きたいところは、またひとつ調査しておいていただきたいと思います。また事前に言ってもらえば、きちっとその辺も。

○蓬原委員 九州電力も呼んで、エネルギー政策といえば、九州電力が一番情報は持ってる。

この前、九州電力の人が説明に来たので、「もしそういう場面があったらどうします」と言ったら、「喜んで参ります」と。

○太田委員長 そしたら、よろしいですか。そういう招聘して聞き取りするということも含めて。

では、あとは正副委員長に任せてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 では、そのようにしたいと思います。

最後になりますが、協議事項（5）のその他で何か意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 なければ、次回の委員会は6月定例会中であります。予定では6月27日となっております。よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午後0時0分閉会